第二十九条　非原産材料を使用して生産される産品

1　第二十七条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。

(a)　次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合が三十五パーセント以上であること。

(b)　当該産品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われていること。

注釈　この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

2　1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

3　1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第三十条　原産資格割合の算定

1　産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。

(a)　$QVC = \dfrac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

(b)　$QVC = \dfrac{VOM + 直接労務費 + 直接経費 + 利益}{FOB} \times 100$

この場合において、

「VOM」とは、産品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。

注釈　産品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。

2　(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

3　1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　CIF価額

(b)　当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

注釈　この3の規定の適用上、「CIF価額」とは、関税評価協定に従って決定される輸入貨物の課税価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費その他の全ての費用を含むものをいう。

4　2(b)又は3(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第三十一条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の最後の生産工程が当該一方の締約国において行われ、かつ、当該工程が第三十三条に規定する作業を超える水準のものである場合には、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三十二条　僅少の非原産材料

産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該産品の価額又は重量による次の特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

(a)　統一システムの第一五類から第二四類までの各類に分類される産品（第一六〇四・二〇号、第一六〇五・二〇号、第一六〇五・九〇号、第二一〇一・一一号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号、第二一〇六・九〇号、第二二〇七・一〇号及び第二二〇七・二〇号の各号に分類される産品を除く。）並びに第二五〇一・〇〇号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九四〇・〇〇号、第三五〇五・一〇号、第三五〇五・二〇号、第三八〇九・一〇号及び第三八二四・六〇号の各号に分類される産品については、当該産品の価額の七パーセント

(b)　統一システムの第二八類から第四九類までの各類に分類される産品（第二九〇五・四四号、第二九〇六・一一号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号、第二九四〇・〇〇号、第三五〇二・一一号、第三五〇二・一九号、第三五〇五・一〇号、第三五〇五・二〇号、第三八〇九・一〇号、第三八二四・六〇号、第四六〇一・二九号、第四六〇一・九四号及び第四六〇二・一九号の各号に分類される産品を除く。）及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の価額の十パーセント

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品（第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇三・〇〇号の各号に分類される産品並びに第五一・〇二項、第五一・〇三項、第五二・〇一項から第五二・〇三項まで、第五三・〇一項及び第五三・〇二項の各項に分類される産品を除く。）については、当該産品の重量の七パーセント

注釈1　この条の規定の適用上、「産品の価額」とは、第三十条1に規定する当該産品の本船渡しの価額又は同条2に定める価額をいう。

注釈2　この条の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

注釈3　この条の規定は、第三十条に定める原産資格割合の算定については、適用しない。

第三十三条　原産資格を与えることとならない作業

産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け、損傷部品の除去等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　粉じんの除去、ふるい分け若しくは選別、分類、格付、組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）、洗浄又は塗装から成る単純な作業